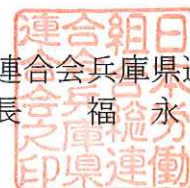


2020年5月27日

兵庫県知事  
井戸 敏三 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会  
会 長 福 永 明



## 新型コロナウイルス感染症に関連した雇用・労働対策強化の要請

まずもって県民の安全確保と生活安定に向けたご尽力に敬意を表します。

いま兵庫県での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策は、県民の安全を最優先に、『兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部』を軸に、各自治体、関係機関・団体とも連携をはかり、県民が一丸となって取り組んでおりその効果も着実に表れております。

こうした新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む一方で、緊急事態宣言下における休業要請・行動自粛による経済への影響から雇用・労働環境が急激に悪化しているのも事実であり、とりわけ雇用維持のための事業継続、支援制度、特に有期・短時間・契約・派遣等で働く労働者や社会的弱者への生活維持の支援策のきめ細やかで実効性のある対応が求められます。

ついでには、兵庫県における県民の安全と生活の安心を取り戻し、雇用の維持と労働環境を改善するための対策の強化と長期化が想定される新型コロナウイルス感染症に関連した対策を以下のとおり要請します。

### 記

#### I. すべての労働者の雇用の維持と安定について

##### (1) 休業要請支援金・雇用調整助成金の活用について

休業要請に伴う今回の支援金の対象者は、休業する施設（店舗や事業所）を有していることが条件となっている。支援金の趣旨は「事業継続を下支えする」ことが目的であり、事業継続にはサプライチェーンを守ることが重要である。関連事業者の支援も含めた柔軟な対応をはかること。

併せて、休業要請によらず自主的に休業を行っている事業者（介護施設等の福祉関連施設等）についても給付ができるよう積極的な検討を行うこと。

その際、兵庫県内の各自治体において独自の取り組みもあることから支援の充実に向け各自治体との連携と周知徹底を行うこと。

また、雇用調整助成金の活用について、労働局・経営者団体等と連携を図り周知徹底をはかるとともに社会保険労務士へ申請手続きを依頼する場合に係る費用等の助成など支援策を検討すること。

## (2) 解雇・雇止めの防止について

不合理な解雇や雇止め等の発生を防止するため、関連する労働関係法令を周知するとともに、不適正な事案に対しては関係機関と連携し、速やかにかつ厳正に対処すること。また、派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、新たな就業機会の確保をすることなど、関係団体と連携し周知を行うこと。

## (3) 新型コロナウイルス感染症に関する相談体制の拡充について

休業要請等に応じた事業者に対しては、労働者の雇いを維持するよう指導を強めること。その際、事業主が国や兵庫県で利用できる各種助成金や給付金が迅速に受けられるよう相談体制・受付窓口の強化を図ること。また、外国人労働者に対する情報提供や労働相談についても、日本語のみならず多言語による最新情報の提供を行うこと。

## II. 労働環境の改善について

### (1) 医療従事者等について

医療体制の強化は、重症化の防止と感染拡大を防ぐ上で最も重要であり、医療従事者自らの感染予防と合わせ重点的に取り組む必要がある。緊急事態宣言解除後の医療体制の強化とともに、感染症対応医療機関だけでなく各医療現場に必要なマスクや防護服など、救急医療資材が十分に行きわたるよう対策を講じること。

さらに、医療従事者や病院関連の労働者の長時間労働の是正と防止のため、労働時間管理の徹底とともに、ケアを含めた処遇改善を図ること。また、医療関係者やその家族に対する偏見も表面化していることから、その解決に向けた取り組みを強化すること。

### (2) 保育所や社会福祉施設等について

保育所や高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等で働く労働者は、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい労働環境の下、日々業務に従事している。また、高齢者福祉施設等における感染は、生命に関わる危険性やクラスターの発生につながることも想定され、より一層の感染予防対策が重要であり、必要な対策を講じること。

さらに、施設運営における長時間労働の是正とともに、感染予防に必要なマスクや消毒剤等の購入費用の補助や無償配布について検討すること。

### (3) 社会経済活動の再開に伴う対応について

社会経済活動の本格的な再開への新たなステージに向けて、事業を再開する各業種に従事する労働者の安全確保はもとより、各事業団体と連携し感染拡大予防のためのガイドライン等について周知すること。

また、社会インフラや生活関連サービスなど、社会生活を維持する上で必要な事業に従事する労働者（エッセンシャルワーカー）の安全確保はもとより、長時間労働の是正を図るよう事業者への対策を周知すること。

以 上